

鹿児島工業高等専門学校職員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における業務改善、教育支援業務・研究支援業務・学生支援業務等において、特に高く評価できる成果が認められる職員を功労者として表彰することにより、職員全体の職務遂行意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 本校の職員であって、次に掲げる者を表彰する。

- (1) 業務の合理化・効率化等において、特に高く評価できる成果が認められる者
- (2) 教育支援業務、研究支援業務、学生支援業務等において、特に高く評価できる成果が認められる者
- (3) 業務の質の向上において、高度な資格を取得するなど、特に高く評価できる成果が認められる者
- (4) 中期計画・年度計画等の目標達成において、特に高く評価できる成果が認められる者
- (5) 地域社会など外部との連携において、特に高く評価できる成果が認められる者
- (6) 上記のほか、特に他の職員の模範として推奨すべき実績等があったと認められる者

(推薦の方法)

第3条 事務部長、課長及び技術長（事務部長以外の者を技術室長に充てる場合にあっては、技術室長。以下同じ。）は、別記様式により候補者を推薦することができる。

(選考委員会)

第4条 表彰者の選考を行うために、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長および学生課長
- (5) 技術長
- (6) その他校長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(選考方法)

第5条 委員会は、次に掲げる項目を参考に選考する。

- (1) 創意工夫・努力した点（取組に当たっての障壁や課題をどのように克服したか等）
- (2) 成果
- (3) 他高専等における波及効果

（被表彰者の決定）

第6条 校長は、前条の選考結果に基づき、表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。なお、記念品を授与することができる。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、職員表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

令和 年 月 日

選考委員会委員長 殿

推薦者所属氏名

印

職員表彰の推薦について

鹿児島工業高等専門学校職員表彰規則第3条の規定に基づき、表彰候補者として推薦します。

記

1. 所属・氏名
2. 関係書類 別紙のとおり

